

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から次のとおり公共
測量を実施することについて通知がありました。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 奈良県内
- 三 測量の期間 令和元年十月五日から令和二年三月十三日まで